

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月16日	
和歌山県知事 殿	
テ648-0007	
提出者 株式会社八代 橋本工場	
住 所 和歌山県橋本市紀ノ光台3-2-3	
氏 名 工場長 若園 広幸	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0736 - 26 - 8460	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社八代 橋本工場
事業場の所在地	和歌山県橋本市紀ノ光台3-2-3
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：399百万円
③従業員数	13人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃プラスチック類の減量のため、資材の荷崩れ防止養生等、過養生とならないよう作業員への注意喚起。 ・ 可能なところは、繰り返し使用できる養生材を使用。 ・ 設備の洗浄水が主である排水を抑制するため、洗浄マニュアルを作成し、作業員の指導を徹底。技術の向上及び均等化を図った。		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取組を継続する。 意識、技量向上のため、特に新人に対して教育・指導を徹底する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、廃油、燃え殻 ガラスくず及び陶磁器くず(瓶)(保温材) 【取組】 発生工程毎に分別し、それぞれ保管。 保管場所のパトロールの実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 【種類】 なし。 【取組】 現状の取組を継続し、産業廃棄物の減量に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 場内排水処理設備による、各種プラント排水の排水処理。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。 設備が常に正常に稼働し、異常なく排水処理が行われるよう維持・管理に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（優良認定業者）を優先し、委託契約を締結する。 ・委託先についての情報収集を行ない、可能な限り再生利用できる委託先と契約する。 ・定期的に処理場の現地確認を行ない、記録を残す。		

(第 5 面)

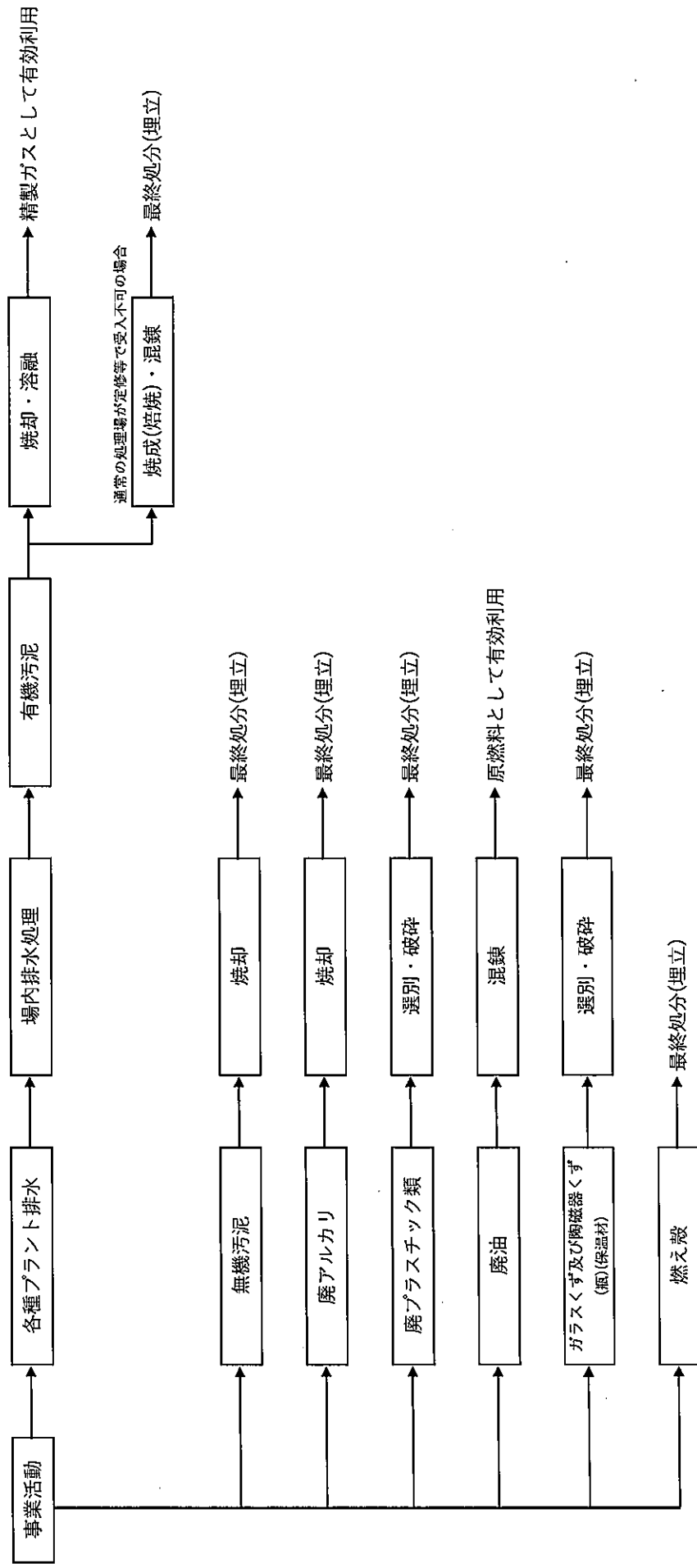
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

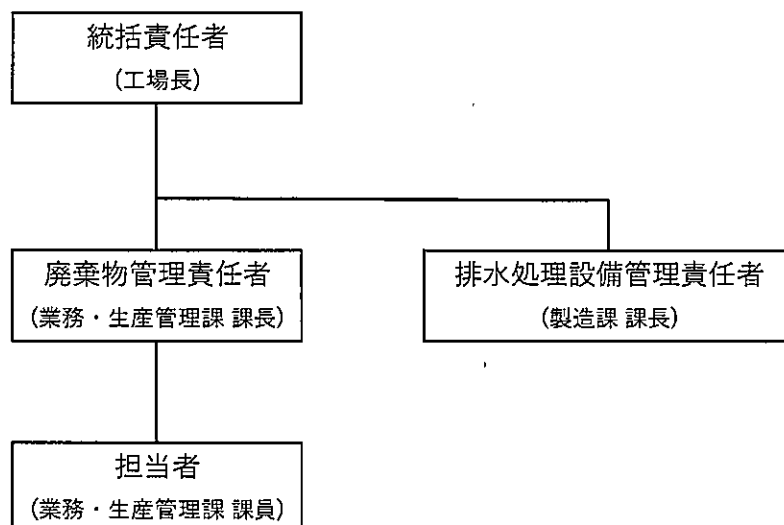
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図



役割	統括責任者 (工場長)	①廃棄物管理責任者からの報告内容の確認、指示 ②構内巡回確認 ③従業員への教育、啓発等 ④委託契約、届出等の最終確認・承認
	廃棄物管理責任者 (業務・生産管理課 課長)	①委託契約先の選定、委託契約の締結 ②産廃の数量管理 ③委託契約先への産廃引取手配 ④処理場の現地確認、記録の作成 ⑤構内巡回確認 (数量、保管状態の確認) ⑥各課員への教育、啓発等 ⑦届出等の作成
	排水処理設備管理責任者 (製造課 課長)	①排水処理設備の維持管理
	担当者 (業務・生産管理課 課員)	①電子マニフェストの登録 ②確定数量及び産廃処理終了確認 ③廃棄物管理責任者の業務補佐

[illegible]